

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

平成 20 年 5 月 30 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 起業者の名称 社会福祉法人 成仁会
- 2 事業の種類 地域密着型介護老人福祉施設及び認知症対応型共同生活介護事業所新築事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 岩手県大船渡市盛町字町地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第 20 条第 1 号要件への適合性

申請に係る事業は、社会福祉法人成仁会が整備する社会福祉法第 2 条第 2 項第 3 号に規定する第 1 種社会福祉事業及び社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号に規定する第 2 種社会福祉事業であり、法第 3 条第 23 号に規定する「社会福祉法による社会福祉事業」に該当する。

従って、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号要件への適合性

本件事業の起業者である社会福祉法人成仁会は、第一種及び第二種社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であり、本事業の施行に関して行政機関から設置を認められた施設の設置者である。このことから本件事業を実施する権能を有していると認められる。また、既に本件事業に係る予算措置を講じている。

従って、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号要件への適合性

ア 得られる公共の利益

現在の高齢者介護のあり方は、「高齢者が尊厳を持って暮らすこと」が最も重要となっており、高齢者がたとえ介護を必要とする状態になっても、「その人らしい生活を自分の意思で送ること」を可能とすること、すなわち「高齢者の尊厳を支えるケア」を実現できる高齢者施設の必要性が認識されている。

社会福祉法人成仁会では、この問題を解決するため地域密着型介護老人福祉施設と認知症対応型共同生活介護事業所の整備を行うものである。地域密着型介護老人福祉施設は、寝たきり等要介護状態で常時介護が必要で自宅では介護が困難な者が入所し食事、入浴、排泄等日常生活介護や療養を受ける施設である。また、認知症対応型共同生活介護事業所は、比較的安定した認知症状態にある高齢者が、介護スタッフの支援を受けながら少人数で共同生活を送る場で、家庭的な環境のもとで、食事、買い物、入浴、排泄等の日常生活の支援や趣味活動、機能訓練を行う施設である。

大船渡市の推計によると平成 18 年の要介護認定者 1,899 人(要介護認定率 16.0%)は平成 26 年には 2,289 人(要介護認定率 17.3%)、平成 18 年の認知症高齢者 1,234 人(高齢者人口に占める割合 10.4%)は平成 26 年には 1,638 人(高齢者人口に占める割合 12.4%)になると予測されている。大船渡市の将来人口を推計した結果は、総人口は減少傾向であるのに対して高齢者人口は年々増加しており高齢化の進展、平均寿命の伸長に伴い平成 26 年以降も年々高齢者人口が増加し、要介護認定者が高齢者人口に占める割合は高くなると予想される。

旧大船渡市内には、社会福祉法人成仁会のほか 2 つの社会福祉法人の同種の施設があるものの慢性的に入所待機者が存在する状況である。また、在宅介護の場合、老々介護、老人への虐待等による問題が深刻化しており改善が求められている。

これらの課題を解決するため、地域密着型介護老人福祉施設と認知症対応型共同生活介護事業所を整備することにより入所待機者を減少させ、かつ総合的な福祉サービスを提供することができる。

従って、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

起業地内には、保護のため特別の措置を講ずべき希少動植物及び文化財等について、大船渡市及び大船渡市教育委員会に確認したところ存しないことが確認されており、また、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境影響評価の非対象事業である。

従って、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、地域密着型介護老人福祉施設と認知症対応型共同生活介護事業所の整備を行うもので、起業地は、要介護者が住みなれた地域での生活を支援可能とする身近な地域で提供される必要がある。

事業計画は、近い将来増加が予測される施設に施設入所待機者を最小限とし、地域密着型のサービスを提供する施設の建設を行うため新たに土地を収用しようとするものであるが、事業の目的、施設を利用する要介護者の利便性、周辺土地の利用形態、支障物件の状況、用地取得費及び工事費等の経済性等から、3つの事業計画を作成し比較検討した結果、これらの条件を満たす最適な事業計画が策定されており、施設規模及び起業地の範囲については、必要最小限の範囲としていると判断される。

従って、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる利益は失われる利益に優越すると認められる。従って、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

大船渡市内で、慢性化している入所待機者を減少させ、老々介護、老人への虐待等在宅介護による問題解決及び高齢化の進展、平均寿命の伸長に伴い今後増加すると予測される要介護認定者及び認知症高齢者への福祉サービスを向上させるために本事業の早期の対応が求められている。

従って、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、収用の範囲は全て本件事業に恒久的に供される範囲としていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると認められる。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 大船渡市役所 生活福祉部保健福祉課